

臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体
の取扱い等について（例規通達）

平成21年7月13日、第171回国会において、本人意思が不明な場合に、家族の書面による承諾により脳死判定・臓器摘出を可能とすること等を内容とする、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号。以下「改正法」という。）が成立し、一部の規定を除き、平成22年7月17日から施行された。この通達は、改正法による改正後の臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。）第6条第2項に規定する脳死した者の身体に対する取扱い等について必要な事項を定めている。